農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用の促進に関する法律について

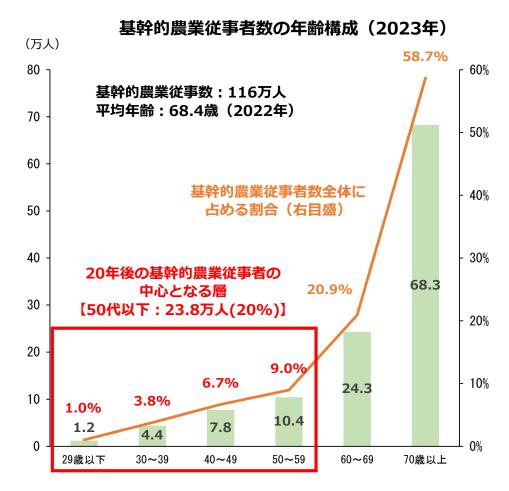
(スマート農業技術活用促進法)

令 和 6 年 6 月

農林水産省

人口減少下での農業政策(背景)

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の 約1/4 (116万人→30万人) にまで減少す ることが見込まれ、従来の生産方式を前提とした 農業生産では、農業の持続的な発展や食料の 安定供給を確保できない。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要。



資料:農林水産省「農業構造動態調査」(2022年、2023年は概数値) 注:基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営 農業に従事している者(雇用者は含まない)。

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

■ スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現 場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要。

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)



農業の現場では・・・

✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、 一部の農機等では実用化が始まっている







GNSSガイダンス、自動操舵システム



技術の開発では・・・

✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技 術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず







異業種で培った技術を農業 分野に生かしたいけど、ほ場 も 作物の生育もバラバラで 手が出せないなぁ。。

自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ

開発者

関係者の声



- ✓ 農業分野の研究機関(農研 機構等) や生産現場に伝手 がなく、技術開発や生産現場 への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわた ることや、慣行的な栽培方法へ のこだわり、作物ごとの転用が 困難なことが技術の開発・導入 双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場 側の両方の歩み寄りが重要



開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、 開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要

スマート農業技術の活用の促進に向けた政府決定

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容

(R5.12.27 第6回食料安定供給·農林水産業基盤強化本部決定)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(5) 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等

スマート農業については、人口減に伴う農業者の急減が見込まれる中で、実用化を加速するため、展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

- ① 技術の研究開発の段階では、国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発等を促進する。
- ② 生産現場においても、スマート技術の活用を支援するサービス事業体等と連携しながら、スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促す。

さらに、これらを税制・金融等により一体的に支援できるよう、令和6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める。

岸田総理発言(抜粋)

(R5.12.27 第6回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

(前略) このため、農政の憲法と位置付けられる、 食料・農業・農村基本法について、制定から四半世 紀を経て初の本格的な改正を行います。あわせて、こ れを実現していくため、不測時の食料安全保障の強 化、農地の総量確保と適正・有効利用、食品原材 料の調達安定化、スマート農業の振興に向けた法整 備を行います。

坂本農林水産大臣においては、**基本法改正案及び関連法案の来年の通常国会への提出を目指し、**作業を加速するとともに、関係大臣と協力して、工程表に基づく各般の施策を着実に進めてください。



会議のまとめを行う岸田総理

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 (<u>生産方式革新実施計画</u>)
- ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画 (開発供給実施計画)
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣(基本方針の策定・公表)

【法第6条】

(生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項等)

申請

認定

申請

認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う 農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 (生産方式革新実施計画) [法第7条~第12条]

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入 をセットで相当規模*1で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動 *1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等 (農業者又はその組織する団体)

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式 革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認等)など

②スマート農業技術等の開発 及びその成果の普及に関する計画 (開発供給実施計画) (法第13条~第19条)

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等 ※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又 はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認)など

■ スマート農業技術の活用(A)と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入 (B)を合わせて相当規模※で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定することで、 人口減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い農業を実現。 ※原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

収穫ロボット+栽培方法の見直し(アスパラガス)

現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの 人手による収穫作業



作業動線が複雑で機械導入や栽培 管理が困難

(A) 将来の姿



自動収穫ロボットの導入

(B)





通路幅を広くすることで、機械導入・ 栽培管理が容易に

立茎数を減らすことにより、ロボットが アスパラを容易に認識・アクセス可能に

収穫ロボット+省力樹形の導入(りんご)

現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの 人手による収穫作業



樹木がほ場内に散在 作業動線が複雑で機械作業が困難

_(A) <u>将来の姿</u>



自動収穫ロボットの導入





省力樹形とし、直線的に配置することにより、機械作業が容易に

- スマート農業技術は、導入コストが高額で、かつ、その操作には専門的な知見を要することも多いため、スマート農業技術の活用の促進に当たって、これらの観点から**農業者等を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用したサービス(スマート農業技術活用サービス)**を本法律で位置付け。
- スマート農業技術活用サービス事業者に対しても、本法律に基づき、税制・融資等の支援措置を講ずる。

スマート農業技術活用サービスの例

専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型	データ分析型
ドローンによる農薬散布や、 ロボットコンバインによる収穫など の作業受託サービス	収穫ロボットなどのスマート農業 機械のレンタル・シェアリングを行 うサービス	スマート農業技術を使いこなす 高度な知識・技術を有する人材 を農業現場へ派遣するサービス	データの収集・分析、情報提供 を通じて栽培管理の見直しや作 業体系の最適化を提案する等 のサービス
(株) レグミン 農薬散布ロボットによる農薬 散布サービスを実施。 (株)シ゛エイエイフース゛みやざき ホウレンソウ収穫の受託作業を 実施。ドローン追肥作業やキャ ベツ収穫作業の受託も検討。	inaho (株) 自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを実施。 JA三井リース (株) 作業時期の異なる農業者と地域で、農機シェアリース。	YUIME (株) 産地の繁忙期に特化した人材 派遣に加え、ドローン等を扱う 人材派遣を今後開始予定。 (株) アルプスアグリキャリア 農業用ハウスの環境制御シス テムを使いこなし、現場で生産 管理をできる人材を派遣。	テラスマイル (株) 生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などを提案するサービスを展開。 国際航業 (株) 農作物の生育状況に基づ、診断レポートや可変施肥マップを提供。

中小・家族経営におけるスマート農業技術活用サービス事業者の活用

■ 機械の購入・保有ではない形で技術を導入できる専門性の高いスマート農業技術活用サービス事業者の育成は、大規模法人だけでなく、高齢化が著しい中小・家族経営の労働負荷を軽減し、**経営の持続性確保** (こ貢献。

新興企業(研究開発型スタートアップ)の参入(埼玉)

- ・畝の形状に合わせた高精度の自律走行を実現した**農薬散布ロボットによる農薬散布サービス**を埼玉県下において展開。
- ・現場では、高齢化で農作業の負担感が増大しており、特に農薬散布は大変で忌避感があることから、大規模法人のみならず、ボリュームゾーンである中小・家族経営の地域の農業者からの引き合いが多い。



離島全域での受委託調整とデータ活用 (鹿児島)

- •農業者の**高齢化による労働負担**、生産基盤の 弱体化の課題に対応するため、地域全体で農 作業の受委託調整を行うセンターを設立。
- ・ICT営農支援システムを活用し、作業管理の省力化、作業委託ニーズの早期把握等により受委託調整を効率化するとともに、適期作業の徹底を図り、GNSSトラクタも活用しながら、島全域での単収向上を目指して実証中。



・中山間地域においても、①狭小かつ傾斜の強いほ場にも適用可能なスマート農業技術の開発や、②地域ぐるみでのスマート農機のシェアリング等を進め、人口減少下での生産水準の維持を図る。

中山間地域にも適用できるスマート農業技術(例)

地域ぐるみでのスマート農機のシェアリング

リモコン式自走草刈機



電動アシストスーツ



地域の高低差を生かしたスマート農機の共同利用の促進

【寄江原(岡山)(農事組合法人)】 (スマート農業実証プロジェクト令和元年度採択地区)

- 作期の異なる県内3か所で直線キープ田植機と食味・ 収量コンバインをシェアリング し、農機の稼働率の向上を 図る取組を展開。
- 機械のシェアリングにより、 10a当たりの機械コスト(減 価償却費)が49%低下。
- 今後は農機メーカーやJA 等が主体となり、ドローンやラ ジコン草刈機等のシェアリング も展開予定。







果樹等の葉裏にも散布可能なドローンによる農薬散布技術



急傾斜地等でも活用可能な 小型農業ロボット



小型電動台 (愛媛大学)

開発段階

主なスマート農業関係予算(R5年度補正予算·R6年度予算)

1 スマート農業技術の開発、スタートアップへの総合的支援

①スマート農業総合推進対策

【令和6年度予算概算決定額 1,212百万円】

スマート農業の社会実装を加速するため、必要な技術開発・実証やスマート農業普及のための環境整備等を総合的に推進。

②農林水産研究の推進

【令和6年度予算概算決定額 1,804百万円】

品種開発の加速化、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応した研究開発等を推進。

③農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化

【令和6年度予算概算決定額 1,110百万円】 【令和5年度補正予算額 570百万円】

農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等の整備を実施。

④スタートアップへの総合的支援

【令和6年度予算概算決定額 270百万円】 【令和5年度補正予算額 400百万円】

サービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップを支援するとともに、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関するスキルアップを支援。

⑤スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト

【令和5年度補正予算額 3,000百万円】

スマート農業技術の開発・改良と、社会実装に向けた実証を実施。併せて、実証成果を 全国各地の生産者・産地に横展開する取組を推進。

⑥食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト

【令和5年度補正予算額 500百万円】

人手を多く必要とし生産性の向上が求められている品目について、生育・栽培特性を スマート技術向けに改良した品種を開発し、高い生産性と環境負荷低減の両立を推進。

⑦農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

スマート農林水産業等の機械・ソフトウェア関係の事業者に対する投資を行う投資主体を支援。

2 スマート農機の導入等

①みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和6年度予算概算決定額 650百万円の内数】

助成対象:農業用機械等、補助率:定額、1/2以内

みどりの食料システム戦略の実現のため、各産地に適した環境にやさしい 栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転 換に向けた技術の検証と、それに必要なスマート農業機械等の導入を支援。

②農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086百万円の内数】

「地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象:農業用機械・施設、補助率:3/10以内

③強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ) 【令和6年度予算概算決定額 12,052百万円の内数】

4 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】 農業支援サービス事業体の育成や他産地への展開、スマート農業機械

⑤**産地生産基盤パワーアップ事業**(収益性向上対策)

【令和5年度補正予算額 31,000百万円の内数】

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業 用機械の導入等を支援。 助成対象:農業用機械、補助率:1/2以内

⑥担い手確保・経営強化支援対策

【令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数】

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図るうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象:農業用機械·施設、補助率:1/2以内

9

主なスマート農業関係予算(R5年度補正予算・R6年度予算)

3 基盤整備·通信環境整備

①スマート農業に適した農業農村整備の推進

【令和6年度予算概算決定額 446,250百万円の内数】 【令和5年度補正予算額 177,700百万円の内数】

自動走行農機等の導入に適した農地の大区画化等の基盤整備やGNSS(衛星 測位システム)基地局の設置、ICT水管理施設等の整備、情報化施工により得られる3次元座標データの自動走行農機等への活用に係る調査を実施・支援。

②農業農村の情報通信環境の整備

【令和6年度予算概算決定額

(農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策) 8,389百万円の内数】

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、 地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援。

4 技術対応力・人材創出の強化

①データ駆動型農業の実践・展開支援事業

【令和6年度予算概算決定額 193百万円】

データ駆動型農業の実践体制づくり、ノウハウの整理等の取組を支援。

②新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124百万円の内数】

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

【令和5年度補正予算額 3,500百万円の内数】

農業大学校、農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入や施設整備、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化、スマート農業の実践農業者等における現場実習や出前授業の実施を支援。

③スマート農業の総合推進対策のうちスマート農業教育推進

【令和6年度予算概算決定額 38百万円】

農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、 スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を支援。

④新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124百万円の内数】

現役農業者がスマート農業技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援。

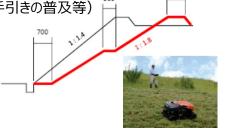
生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進のための国の措置

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備



■スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進





中山間地域等での緩傾斜化

スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

■ GNSS基地局やLPWAの導入推進





RTK-GNSS基地局の導入

スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

■農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者 等による伴走支援の実施



スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け 研修会の開催



相談 會 ▼ 支援

産地

スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

■スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等へ の情報提供(農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等)



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

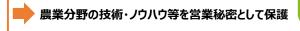
スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

■知的財産制度に関する助言・情報提供等

(農業分野における営業秘密の保護ガイドラインの普及等)

(スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・ スマート農機等で取得した作業データ等
- ・ センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・ 病害虫の発生状況や登熟具合の画像データ等



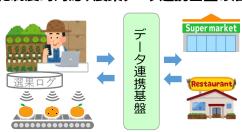


その他の必要な措置

■スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる 農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携

国等の措置(法第20条)

○関係省庁相互間の連携及び協力について(第3項)

国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、関係省庁相互間の及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)との連携及び協力を図りつつ、スマート農業技術を活用するための農業生産の基盤及び高度情報通信ネットワークの整備、スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保、スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保並びにスマート農業技術等に関する知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産をいう。)の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法案に対する附帯決議((衆・参)農林水産委員会)

「農業 律案に対する附帯決議 \mathcal{O} 生産性 \mathcal{O} 向上 のた 8 \mathcal{O} ス 7 ト農業技術 の活用 の促進に 関す る法

込ま 術 することが重要な課題とな 基 \mathcal{O} 活 れ 幹的農業従事者数が今後二十年間 生産現場に効果的 用を促進することで、 る 中 農業 \mathcal{O} 持続的 に導入するため 0 な発展及び 生産性の 7 7) る。 向上を図ることが求められる で四分 国民 \mathcal{O} このため、 措置を講ずる等、 に対す \mathcal{O} る食料 に ス 7 まで急激することが \mathcal{O} 農業技術を開 安定供給を ス 7 ·農業技 見

である。 ょ 7 政府 は 本法 の施行に当たり 左記事項の実現に万全を期す

記

- 中 に寄与するものとなるよう考慮すること。 ス 家族経営や中 7 農業技術 山間 \mathcal{O} 地域等 活用の促進に係る基本方針 の条件不利地を含め た農業者 の策定に当た \mathcal{O} 生産性 0 7 \mathcal{O} 向
- \mathcal{O} 主体性が損なわれることがないようにする 拡大に資するも 食品事業者等が関与する生産方式革新事業活動に のとなるよう配慮すること 0 国産農産物 1 7 は、 農業者等 \mathcal{O} 利用
- 三 者 スマ 対 ても丁寧に説明すること。 てスマ 農業技術の活用が適切に促進されるよう、 ト農業技術 の有用性とともに導入による経営 高 齢者を含む農業 \mathcal{O} 影
- 兀 る幅広 ス 7 1 関係者の 農業技術をより効果的 人材育成を支援すること · 活用 で きるよう、 農業者を始め とす
- 五. は、 人農業 組を支援するため ス 開発供給事業の推進に大きく寄与することか 食品 農業技術 産業技術 \mathcal{O} 十分な予算を確保すること。 \mathcal{O} 活用に促進に向けて、 合研究機構 によ る施設 生産 \mathcal{O} 5, 特に、 及 供 び開 用 同 Þ 発供給 機構 国立研· 専 菛 家 \mathcal{O} 施設や 究開 現場 \mathcal{O} 派 \mathcal{O}

員を充実させること。

今後のスケジュール(想定)

7月下旬

~8月上旬

食料・農業・農村政策審議会(基本方針の諮問・答申)

8月

基本方針などのパブリックコメント(1か月間)

10月

法律施行、基本方針の策定・公表

農林水産大臣が定める基本方針について(法第6条)

- ○基本方針に記載する事項(第2項)
 - 1 生産方式革新事業活動の促進に関する次に掲げる事項
 - 生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標
 - 生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項
 - 2 開発供給事業の促進に関する次に掲げる事項
 - 開発供給事業の促進の意義及び目標
 - 開発供給事業の実施に関する基本的な事項
 - 3 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する基本的な事項
 - 4 その他生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する重要事項